

山梨県新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 感染症予防のための体制整備を推進することにより、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる事業は、令和4年4月1日医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長通知の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」及び令和4年11月21日厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」に基づき実施される新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関及び県が協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の5に掲げる協議会）に諮った上で策定した指定の方針に基づき指定した重点医療機関が実施する事業とする。

(対象期間)

第4条 この補助金の対象とする期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし前3か月間の即応病床使用率が県平均を当該平均の30%を超えて下回る医療機関については、別表第2の第1欄に定める事業区分ごとに定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) 前号の規定に関わらず、別表第3に定める病床確保料の調整対象となる場合は、同表に定める方法により算出した調整後の額を交付する。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付を受けようとする医療機関は、補助金交付申請書（別紙様式1）に

関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合は、変更承認申請書（別紙様式2）により、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的の達成に支障を来さない計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わない変更である場合は、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式3）により、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の備品については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別紙様式4）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事に報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の交付)

第8条 知事は、必要があると認める場合には、医療機関に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 医療機関は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別紙様式5）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 医療機関は、事業が完了したとき又は事業を廃止したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式6）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表第 1

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床確保支援事業	知事が必要と認めた額	<p>次の区分に掲げる単価に応じた病床確保料</p> <p>(1) 重点医療機関である特定機能病院等</p> <p>① 空床 (1床当たり)</p> <p>ア ICU内の病床 436,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 211,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 74,000 円/日</p> <p>② 休床 (1床当たり)</p> <p>ア ICU内の病床 436,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 211,000 円/日</p> <p>ウ 療養病棟 16,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 74,000 円/日</p> <p>(2) 重点医療機関である一般病院</p> <p>① 空床 (1床当たり)</p> <p>ア ICU内の病床 301,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 211,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 71,000 円/日</p> <p>② 休床 (1床当たり)</p> <p>ア ICU内の病床 301,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 211,000 円/日</p> <p>ウ 療養病棟 16,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 71,000 円/日</p>	10 / 10

		<p>(3) 協力医療機関 (疑い患者病床分) ※協力医療機関の病床確保料は令和4年9月30日までを対象とする。</p> <p>① 空床 (1床当たり) ア ICU内の病床 301,000円/日 イ HCU内の病床 211,000円/日 ウ 上記以外の病床 52,000円/日</p> <p>② 休床 (1床当たり) ア ICU内の病床 301,000円/日 イ HCU内の病床 211,000円/日 ウ 療養病棟 16,000円/日 エ 上記以外の病床 52,000円/日</p> <p>(4) その他の医療機関 ① 空床 (1床当たり) ア ICU内の病床 97,000円/日 イ 重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 41,000円/日 ウ 上記以外の病床 16,000円/日</p>	
入院医療機関消毒補助事業	知事が必要と認める額	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における病床を一般病床に戻す際等に行う消毒に要する経費	10 / 10

別表第2

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床確保支援事業	知事が必要と認めた額	<p>次の区分に掲げる単価に応じた病床確保料</p> <p>(1) 重点医療機関である特定機能病院等</p> <p>① 空床（1床当たり）</p> <p>ア ICU内の病床 305,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 148,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 52,000 円/日</p> <p>② 休床（1床当たり）</p> <p>ア ICU内の病床 305,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 148,000 円/日</p> <p>ウ 療養病棟 11,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 52,000 円/日</p> <p>(2) 重点医療機関である一般病院</p> <p>① 空床（1床当たり）</p> <p>ア ICU内の病床 211,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 148,000 円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 50,000 円/日</p> <p>② 休床（1床当たり）</p> <p>ア ICU内の病床 211,000 円/日</p> <p>イ HCU内の病床 148,000 円/日</p> <p>ウ 療養病棟 11,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 50,000 円/日</p>	10 / 10

		<p>(3) 協力医療機関 (疑い患者病床分) ※協力医療機関の病床確保料は令和4年9月30日までを対象とする。</p> <p>① 空床 (1床当たり) ア ICU内の病床 211,000円/日 イ HCU内の病床 148,000円/日 ウ 上記以外の病床 36,000円/日</p> <p>② 休床 (1床当たり) ア ICU内の病床 211,000円/日 イ HCU内の病床 148,000円/日 ウ 療養病棟 11,000円/日 エ 上記以外の病床 36,000円/日</p> <p>(4) その他の医療機関 ① 空床 (1床当たり) ア ICU内の病床 68,000円/日 イ 重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 29,000円/日 ウ 上記以外の病床 11,000円/日</p>	
入院医療機関消毒補助事業	知事が必要と認める額	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における病床を一般病床に戻す際等に行う消毒に要する経費	10/10

※ 別表第1及び別表第2いずれにおいても、令和4年1月1日以降の休止病床については、即応病床1床あたり休床2床まで (ICU・HCU病床は休床4床まで) を対象経費の上限とする。
 ※ 別表第2は、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、適用しないこととする。

別表第3

令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間の病床確保料については、次のとおり調整することとする。ただし、令和4年10月31日までの間の病床確保料については、なお従前の例による。

なお、1「調整対象から除外するもの」の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、調整対象としないこととする。

1 調整対象から除外するもの

- (1) 周産期、小児、透析、精神の4診療科の専用病床として都道府県知事が指定する病床
- (2) 地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関と山梨県知事が認める医療機関
- (3) 構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関と山梨県知事が認める医療機関
- (4) (2) 又は (3) に類する特段の事情があると山梨県知事が認める医療機関
- (5) (1)～(4) 以外の即応病床使用率が50%以上の医療機関
令和4年11月1日から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%以上の医療機関
なお、即応病床使用率の算定方法は、令和4年11月21日厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」による。

2 病床確保料の調整対象

- (1) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの診療収益（以下「令和四年診療収益」という。）が、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの診療収益（以下「令和元年診療収益」という。）に1.1を乗じて得た額以下の医療機関

「令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額から令和四年診療収益を減じて得た額」（注1）から「令和4年4月1日から令和4年10月31日までの病床確保料（以下「令和四年度前半病床確保料」という。）を減じて得た額とする。

（注1）当該額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額

$(\text{令和元年診療収益} \times 1.1 - \text{令和四年診療収益})$ （注2） $-$ 令和四年度前半病床確保料

（注2）（ ）内の額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、（ ）内は、令和元年診療収益 \times 0.03として算出する。

(2) 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に 1.1 を乗じて得た額以上の医療機関

「令和元年診療収益に 0.03 を乗じて得た額」から令和四年度前半病床確保料を減じて得た額

令和元年診療収益 × 0.03 − 令和四年度前半病床確保料

(3) 医療機関の令和四年度会計年度（令和 4 年 6 月 30 日から令和 5 年 6 月 29 日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（他の補助金等の支給対象経費であり、実際に補助がなされた額は、当該医業費用から減ずるものとする。以下同じ。）（以下「令和四年医業費用」という。）が、令和元年度会計年度（令和元年 6 月 30 日から令和 2 年 6 月 29 日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（以下「令和元年医業費用」という。）に 1.2 を乗じて得た額を上回る医療機関であって、医業費用の増加率（令和四年医業費用/令和元年医業費用）が診療収益の増加率（令和四年医療収益/令和元年医療収益）を超えた医療機関

(1) における「1.1」を「令和四年医業費用を令和元年医業費用で除して得た数」として算出した額とする。

{令和元年診療収益 × (令和四年医業費用/令和元年医業費用) − 令和四年診療収益} − 令和四年度前半病床確保料

(4) (1) ~ (3) の適用について、令和元年診療収益が休診等の特別な事情により例年よりも低い水準の診療収益となる場合には一定の配慮を行う。

山梨県知事 殿

医療機関等の名称
代表者職・氏名 印

令和 年度山梨県新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙 1 のとおり)
- 3 事業計画書 (別紙 2 のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 確保病床の配置図、平面図
 - (2) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - (3) その他参考となる資料

山梨県知事 殿

医療機関等の名称
代表者職・氏名 印

令和 年度山梨県新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金
に係る変更承認申請書

令和 年 月 日付け新対第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考となる資料

番
令和 年 月 日 号

山梨県知事 殿

医療機関等の名称
代表者職・氏名 印

令和 年度山梨県新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金
に係る事業中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け新対第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況が分かる資料
- (2) その他参考となる資料

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

医療機関等の名称
代表者職・氏名 印

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け新対第 号で交付決定を受けた山梨県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について、次のとおり報告します。

- 1 額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税
額 金 円
- 3 添付書類
2の金額の積算内訳等参考となる資料

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

医療機関等の名称
代表者職・氏名 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け新対第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県新型コロナウィルス感染症患者受入支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 金融機関名
 預金種別 (当座 ・ 普通)
 (フリガナ)
 口座名 No.

山梨県知事 殿

医療機関等の名称
代表者職・氏名 印

令和 年度山梨県新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け新対第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙1のとおり)

3 事業実績書 (別紙2のとおり)

4 添付書類

(1) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本

(2) その他参考となる資料

5 精算払の方法

口座振替

金融機関名

預金種別

(当座 ・ 普通)

(フリガナ)

口座名

No.